

許認可制度について

- 建設業法においては、不良不適格業者を排除し、建設工事の適正な施工等を図る観点から、建設業の許可にあたっては以下の4点を要件としている。
- 一方、近年では担い手の確保が重要課題となる中で、働き方や生産性の向上を意識した制度設計が求められている。また、建設企業に過剰感があったこれまでとは異なり、今後の10年スパンでは、地域によっては建設業の供給力が不足し、インフラの維持管理に支障を来す事態も懸念される。
- 今後、例えば、建設工事従事者の労働福祉(社会保険加入や長時間労働の是正等)を確保する観点や、地域の守り手としての役割が期待できる建設企業を確保していくという観点も踏まえ、許可制度を見直す方向で検討してはどうか。
- また、個々の許可要件の検討に際しては、請負契約の適正な履行のための最低限の要件であると考えられることから、許可要件のうち②及び④については引き続き同様とし、①及び③については個別に見直しを検討してはどうか。

<現行制度:許可の要件>

(1) 経営の安定性
① 経営能力 (経営業務管理責任者)
② 財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2) 技術力
③ 業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3) 適格性
④ 誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

- 現行の建設業法第3条の2において、許可行政庁は許可する際に条件を付することができることとされている。これは、許可を取得する際に求められる要件を長期にわたって継続的に充足させるために設けられたものである。
- 実際に付することができる条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図る目的を達成するために必要な最小限度のものとされており、許可行政庁が個々の事例に則して判断することとなる。

(条件の例)

- ・(許可を行う時点では財産的基礎を満たしているが、許可の有効期間中に財産的基礎を有しなくなり適切な営業活動や建設工事の適正な施工を期待し得なくなるおそれがある場合に、)一定の財産的基礎の水準を継続的に維持すること」「財務状況、事業実績等を定期的に許可行政庁へ報告すること」等

(参照条文)

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(許可の条件)

第3条の2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

- 経営業務管理責任者要件については、これまで経営の安定性を図る観点から、財産的基礎とあわせ設けられてきたところ。
- この要件については、小規模な会社や製造業等を兼業している会社において、経営業務管理責任者の経験年数の要件を満たす者を充てることが困難であるなど、緩和を求める声がある一方、そもそも建設企業が過剰な地域もある中、緩和すべきでないとの声もある。
- また、経営業務管理責任者の職務内容について建設業法の規定は置かれていない。
- このことから、経営業務管理責任者については、当面、経験年数の見直しを行う一方、今後、経営のガバナンスの確保等の観点からその役割や責任を明確化するとともに、より実効性のある要件への見直しも含めて検討してはどうか。

<現行制度>

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経営業務管理責任者要件』
(建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること)がある。

① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

③ 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて次のいずれかの経験を有する者

— 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験

— 7年以上経営業務を補佐した経験

○ 業務を執行する社員
(持分会社の業務を執行する社員)

○ 取締役

○ 執行役

○ 上記に準ずる者(組合等の理事等)

- 建設業許可要件のひとつである経営業務管理責任者要件に関し、中小建設企業における世代交代が行われる中、より若い者も経営業務管理責任者要件を満たすために必要な経験年数をカウントできるよう、また、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」も踏まえ、以下の見直しを実施。

※ 改正対象：建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）、国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年国総建第99号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）

① 経験として評価される立場の拡大

- これまで、経管要件を満たすために必要な経験年数としてカウントできる役職は、業務執行役員や取締役、執行役員、支店長、営業所長等に限定されていたが、支店長次長や営業所次長など（支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位）を追加し、より幅広く経管要件の経験年数をカウントできるようにする。

② 他業種経験等の「7年」を「6年」に

- 経管要件の経験のうち、他業種経験については、現在、7年以上要することとしているが、これを6年以上に短縮することとする。（他の7年以上要する経験についても、同様に6年以上とする）

※その他、他業種での執行役員経験についても経管要件の経験として追加することや、全ての種類の経験を合算評価できることとする改正をあわせて実施。

※平成29年3月にパブリックコメントを開始、準備期間を確保した上で、夏までに改正を予定。

- 営業所専任技術者要件については、技術力の観点から、建設業者としての適正性を判断する観点から設けられてきたところ。
- 営業所専任技術者は、営業所に常勤して職務に従事することが求められているが、これまでも、生産性向上や技術者の配置・運用改善等の観点から建設工事の現場技術者との兼務が認められてきた。
- 今後、技術者の確保の状況やICTの利用環境の向上、建設業法上の営業所が公共工事の地域要件となっていること等も考慮しつつ、営業所専任技術者要件をどのように見直していくか、現場技術者と兼務できる範囲をどのように考えるか、ひいては営業所がどのような機能や体制を備えているべきか、について更に検討を行う必要があるのではないか。

<現行制度>

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『営業所専任技術者要件』（その営業所ごとに、**次のいずれかに該当する者で専任のもの**を置く者であること）がある。

○許可の種類(特定/一般)及び各業種区分に応じた技術者要件を満たす者

(例)建築工事業の場合

- ・特定建設業…建築士(一級のみ)、建築施工管理技士(一級のみ)
- ・一般建設業…建築士(一級・二級)、建築施工管理技士(一級・二級)

○「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう(以下の者は原則として専任とは言えない)。

- ①住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所において専任を要する者
- ③建築士や宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者
- ④他に個人営業を行っている、他の法人の常勤役員である等他の営業等5
について専任に近い状態にある者

- これまでも建設業の許可の際には、許可行政庁は申請会社の社会保険の加入状況について確認を行い、指導をしているところ。
- 今後の建設業の担い手確保を考えれば、社会保険の加入など労働者福祉への取組状況を許可要件にすることも含め、許可に際しての取扱いを強化する方向で検討してはどうか。
- その際、労働者福祉の状況を許可要件あるいは許可の条件とすることが建設業法の趣旨に照らして適当か、経営事項審査等の企業評価制度との役割分担をどうすべきか、といった点について検討することが必要。

- 建設業法においては、500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者については、建設業許可を得なくても建設業を営むことができることとされている。
- 一方、同法では、許可を受けていない建設会社に対しても一定の義務を課すとともに、指導監督や不正事実の申告ができる仕組みとなっている。
- 今後、例えば、軽微な工事であっても技術者の配置を求めることとするなど、無許可業者にも適用される規定の拡充を検討するほか、一定の種類の記事を業として営む場合の届出制度あるいは登録制度の検討など、より実効性を高めていく方向で検討してはどうか。

<現行制度：無許可業者も対象とした規定>

(例)

- ・ 請負契約を公正に締結し、誠実に履行する義務、書面主義(§ 18、 § 19)
- ・ 一括下請負の禁止(請ける側)(§ 22②)
- ・ 不正事実の申告(§ 30②)
- ・ 許可を受けていないにもかかわらず、建設業者であると明らかに誤認される表示の禁止(§ 40の2)
- ・ 指示処分・営業停止(§ 28②③)、報告徴収・立入検査(§ 31①)、指導・助言・勧告(§ 41①)

(参考)不正事実の申告について

- 建設業法第30条においては、建設業を営む者に指示処分に該当する事実があるときは、その利害関係者は国土交通大臣や都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができることとされている。
- これは、行政庁がそのような事実を迅速かつ的確に把握できない場合が予想されるため、不正・不当な建設業者等に対する監督の適切かつ十分な実施を確保するために設けられたもの。
- なお、「利害関係人」とは、法律上の利害関係人(特定の事情の有無によって権利義務の得喪又は実行に影響を受ける者)であると解される。

(参照条文)

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不正事実の申告)

第30条 建設業者に第28条第1項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者に第28条第2項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

(参考)無許可業者に対する都道府県知事による監督処分件数 国土交通省

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
指示	4	2	2	2	0	2	0	3	2	2
営業停止	4	8	21	27	37	7	5	11	17	6
合計	8	10	23	29	37	9	5	14	19	8

※ 国土交通大臣による無許可業者に対する監督処分については、実績なし。

※ なお、本頁でいう無許可業者とは、いずれの業種についても建設業の許可を受けていない者を指す。

- 建設業許可の申請に当たって、建設業法及び同法施行規則において、許可要件に係る審査書類及び適切な事業者選定の利便性等のため公衆の閲覧に供する添付書類の提出が求められている。一方で、一部の確認書類、添付書類については、当該書類の用意が申請者の負担となっているとの指摘もある。
- また、行政手続部会取りまとめ～行政手続きコストの削減に向けて～（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定）においても、行政手続きコスト削減のため、行政手続の簡素化を推進していく方針が示されている。
- これらを踏まえ、添付書類も含めた電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等を簡素化する方向で検討をしてはどうか。

1. 建設業許可に係る申請書類（許可要件に係るもの）

<許可要件の審査に係るもの>

- 建設業許可申請書（第1号）【§7③、§8】
- 役員等一覧表（第1号別紙1）【§7③、§8】
- 営業所一覧表（第1号別紙2）【§7②】
- 収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄（第1号別紙3）【§10】
- 専任技術者一覧表（第1号別紙4）【§7②】
- 誓約書（第6号）【§8】
- 経營業務の管理責任者証明書（第7号）【§7①】
- 経營業務の管理責任者の略歴書（第7号別紙）【§7①】
- 登記事項証明書【§8】
- 市区町村の長の証明書【§8】
- 専任技術者証明書（第8号）【§7②】
- 実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）
卒業証明書、資格証明書等【§7②】

【申請書類】 ※（ ）内は様式番号。【 】内は許可基準・欠格要件に係る関係条文。

- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）【§7③、§8】
- 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（第12号）【§7③、§8】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（第13号）【§7③、§8】
- 株主（出資者）調書（第14号）【§7③、§8】
- 貸借対照表（第15号、第18号）【§7④】
- 損益計算書・完成工事原価報告書（第16号、第19号）【§7④】
- 株主資本等変動計算書（第17号）【§7④】
- 注記表（第17号の2）【§7④】
- 附属明細表（第17号の3）【§7④】
- 商業登記簿謄本【§7③、§8】

2. 建設業許可に係る申請書類（許可の審査に係るもの以外）

<許可要件の審査に係るもの以外> ※公衆の閲覧の用に供する等の目的により提出させている

- 工事経歴書（第2号）○直前3年の各事業年度における工事施工金額（第3号）
- 使用人数（第4号）○国家資格者等・監理技術者一覧表（第11号の2）○定款

- 営業の沿革（第20号）○所属建設業者団体（第20号の2）
- 納税証明書○健康保険等の加入状況（第20号の3）
- 主要取引金融機関名（第20号の4）

3. 建設業許可に係る確認資料

申請書類とは別に、各許可行政庁において、許可要件に適合しているか否かを確認するための書類を求めている。

【一般的な確認書類の例】※【ガ】…「建設業許可事務ガイドライン」に定めているもの

【経營業務の管理責任者】

- (1) 常勤性
 - ①健康保険被保険者証等【ガ】
 - ②住民票等
- (2) 経歴（法人役員の場合）
 - ①期間
 - ・商業登記簿謄本等【ガ】
 - ②業種
 - ・建設業許可通知書
 - ・請負契約書等（許可を有しない期間がある場合）

※申請内容により、上記以外の書類により確認する場合がある。

【営業所の専任技術者】

- (1) 常勤性
 - ①健康保険被保険者証等【ガ】
 - ②住民票等
- (2) 資格要件（実務経歴の場合）
 - ①経歴内容
 - ・建設業許可通知書
 - ・請負契約書等（証明者が許可を有していない場合、指導監督の実務経歴の場合）
 - ②経歴期間中の常勤性
 - ・健康保険被保険者証等

【営業所】

- (1) 実態
 - ①営業所の地図（最寄りの交通機関等の位置を明示した概略図）【ガ】
 - ②営業所の写真（外観、入り口付近、内部を写したもの）【ガ】
- (2) 使用権原
 - ①不動産登記簿謄本（自社所有の場合）【ガ】
 - ②賃貸借契約書等（賃貸借の場合）【ガ】
- (3) 常勤性（令3使用人関係）
 - ①健康保険被保険者証等【ガ】
 - ②住民票等
 - ③委任状等（代表権のない場合）

4. 審査実務の実態（許可実務担当者からのコメント）

【経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者 共通】

- ✓ 過去の実務経歴等について、書類が未作成・未保存のため、確認書類の提出が困難な状況も多い。
- ✓ 他社での経歴の場合、申請者が当該他社から証明をもらえない場合や確認書類を入手できないケースも多い。
- ✓ 住民票を移していない場合も多く、別途、居住箇所の賃貸借証明書や公共料金の領収書などで確認が必要となる。
- ✓ 営業所から居住地が遠隔地にあり、常勤性が疑われるケースも多い。

【経營業務の管理責任者 関係】

- ✓ 登記されている役員以外の立場（令第3条に規定する使用人や執行役員等）での経歴の場合、別資料での確認が必要。
 - 令第3条に規定する使用人：着任時と退任時がわかる変更届出書の写し、経歴期間中の許可申請書の写し
 - 執行役員等：組織図、業務分掌規程、定款、取締役会の議事録、人事発令書等

【営業所関係】

- ✓ 写真で見ると、書類が一切なく机と椅子と電話だけというものも多く、真に営業所としての実態を有しているかの判断に迷う場合も多い。

○ 許可の禁止

- ・ 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があるときは、許可をしてはならない。(法 § 8)

○ 許可の取消し

- ・ 国土交通大臣又は都道府県知事は、不正の手段(許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載をした場合等)により建設業の許可を受けた場合、許可を取り消さなければならない。(法 § 29①五)

○ 罰則

- ・ 許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(法 § 50①一)
- ・ 虚偽又は不正の事実に基づいて建設業の許可を受けた者(管理責任者や技術者の略歴、経験等を偽って許可を受けた者等)は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。(法 § 47①三)

【行政手続部会について】

- 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、生産性革命を実現する規制・制度改革について、規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に進めるべき重点分野の選定と行政手続コストの削減目標を決定し、計画的な取組を推進することとされたことを踏まえ、同年9月より議論開始。

【行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(概要)】(平成29年3月29日)

- 行政手続簡素化の3原則
 1. 行政手続の電子化の徹底
 2. 同じ情報は一度だけの原則
 3. 書式・様式の統一
- 重点分野と削減目標
 1. 重点分野
「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 2. 削減目標
行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減
- 戦略的な取組の推進
各省庁ごとに平成29年6月までに基本計画を策定(平成30年3月までに改定)